

■栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）

（名簿の訂正）

第三条 栄養士は、前条第一項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、栄養士名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

（免許証の書換え交付）

第五条 栄養士は、栄養士免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に栄養士免許証の書換え交付を申請することができる。

2 管理栄養士は、管理栄養士免許証の記載事項に変更を生じたときは、住所地の都道府県知事を經由して、厚生労働大臣に管理栄養士免許証の書換え交付を申請することができる。

3 前項の申請をするには、厚生労働省令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 第一項又は第二項の申請をするには、申請書に栄養士免許証又は管理栄養士免許証を添えなければならない。

5 第一条第三項の規定は、管理栄養士免許証の書換え交付について準用する。

■栄養士法施行細則（平成14年鳥取県規則第18号）

（名簿訂正・免許証書換え交付申請書）

第3条 政令第3条第2項の申請書及び政令第5条第4項の申請書(同条第1項に係るものに限る。)は、様式第2号によらなければならない。